

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 75歳以上の方、65歳～74歳で一定の障害のある方が対象 ～

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付(郵送)と申請について

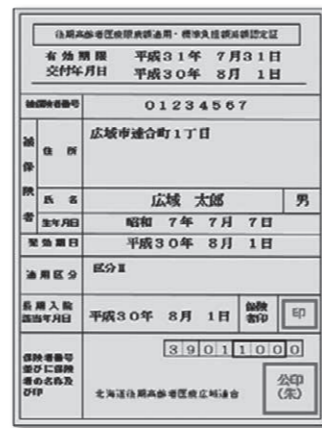
現在ご使用の減額認定証の有効期間が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に保険証とともに減額認定証を交付します。8月1日からは、お持ちの橙色の減額認定証を破棄し、水色のものをご使用ください。減額認定証は、住民税非課税世帯の方(区分Ⅱ、区分Ⅰ)が、入院した際の医療費や食事代等の負担限度額を軽減するために必要なものです。

新たに減額認定証が必要な場合は、保険証と印鑑をご持参のうえ福祉課保険係へ申請してください(代理の方でも、手続きが出来ます)。

新しい減額認定証は水色です



※減額認定証の交付対象となるのは、区分Ⅱまたは区分Ⅰに該当する方です。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、次のいずれかに該当する方 ●世帯全員が所得0円 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ●老齢福祉年金を受給されている方

■ 医療費通知を全受診者へ送付します

平成30年9月末に全受診者(平成30年1月～6月に受診された方)にお送りします。なお、発行時期は9月と3月です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H30年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H30年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※ 確定申告(医療費控除)の際の添付資料として使用できます。
※ この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601
役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

乳幼児等医療費受給者証の適用区域拡大について

乳幼児等医療費受給者証は、これまで十勝管内の医療機関のみでしか使用できませんでしたが、平成30年8月からは、北海道内全域で使用できるようになります。

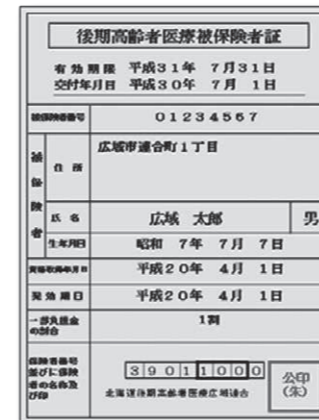
適用区域拡大に伴い、7月末に乳幼児等医療費受給者の全員に新しい受給者証を送付します。中学生及び高校生は、各学校を卒業する年度末までの期限の受給者証を交付済みですが、改めて新しい受給者証を送付しますので、現在ご使用の受給者証は8月以降に役場福祉課もしくは大津支所に返却していただくか、ご家庭での確実な処分をお願いします。

なお、北海道外で医療機関を受診の際は、これまでと同様に領収書等を役場福祉課もしくは大津支所に持参していただくことで、医療費の助成を行います。助成内容は従前と変更ありません。



問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

新しい保険証は桃色です



■ 新しい保険証を交付(郵送)します

現在ご使用の保険証の有効期間が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄または役場福祉課へ返却し、新しい桃色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、福祉課保険係までお申し出ください。
- 有効期間は1年間、毎年更新することになります。

■ 医療機関での窓口負担(一部負担金)の割合

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により1割と3割に分かれます。

『一般』および『住民税非課税世帯』の方

窓口負担 1割

『現役並み所得者』の方

窓口負担 3割

● 「現役並み所得者」について

「現役並み所得者」とは、所得の基準で①を超える場合をいいます。

①所得の基準	住民税課税所得	145万円
--------	---------	-------

※ただし、収入の額が②のいずれかの金額未満の場合は、福祉課保険係へ申請し認定を受けると、原則申請の翌月1日から1割負担になります。

②収入の基準	被保険者が1人のみの世帯(当該被保険者の収入額)	383万円
	被保険者が1人で、同一世帯に70～74歳の方がいる世帯【当該被保険者および同一世帯に属する70～74歳の方の合計収入額】	520万円
	被保険者が複数いる世帯【同一世帯の被保険者の合計収入額】	520万円

● 医療機関へのお支払いが困難な場合

災害、失業などによる所得の大幅な減少により生活が著しく困窮し、医療機関へのお支払いが困難な方については、一時的・臨時的に窓口負担の減免を受けられる場合があります。

医療機関へのお支払いが困難な場合は、福祉課保険係へご相談ください。

